

## 資料4

別紙 第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を次のとおり変更する。

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 まち・ひと・しごと創生に向けた考え方</p> <p>(1) 総合戦略の位置付け</p> <p>国では2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」（以下「法」という。）が施行され、<u>法第1条に規定する「まち・ひと・しごと創生」</u>に向けて、同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び人口減少と地域経済縮小の克服やまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定、公表された。</p> <p>また、2019年（令和元年）12月には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期国戦略」という。）が策定、公表された。</p> <p>本県でも法第1条に規定する「まち・ひと・しごと創生」に向けて、県の人口の現状と将来の人口の構造的な変化の見通しを人口ビジョンとして示すとともに、そこから生じる基本的な課題に対し、5年間で推進すべき取組として体系的に示した「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016年（平成28年）3月、<u>法第9条第1項に基づき策定した。</u></p> <p>2020年（令和2年）3月には、「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が満了したことから、それまでの成果や<u>第2</u></p>	<p><u>第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 まち・ひと・しごと創生に向けた考え方</p> <p>(1) 総合戦略の位置付け</p> <p>国では2014年（平成26年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」（以下「法」という。）が施行され、同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び人口減少と地域経済縮小の克服やまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定、公表された。</p> <p>また、2019年（令和元年）12月には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定、公表された。</p> <p>本県では、県の人口の現状と将来の人口の構造的な変化の見通しを人口ビジョンとして示すとともに、そこから生じる基本的な課題に対し、5年間で推進すべき取組として体系的に示した「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016年（平成28年）3月に策定した。</p> <p>2020年（令和2年）3月には、「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が満了したことから、それまでの成果や<u>国</u></p>

改正案	現行
<p>期国戦略を踏まえ、<u>2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間に推進する地方創生の目標や施策を体系的に示した「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県戦略」という。）を策定した。</u></p> <p><u>また、上位計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」が策定されたこと等を踏まえ、2022年（令和4年）3月には第2期県戦略を変更した。</u></p> <p><u>一方、国では同年12月、第2期国戦略で掲げた社会課題についてデジタルの力を活用した解決への取組を加速化・深化させるため、法第8条第6項の規定に基づき、第2期国戦略を2023年度（令和5年度）を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「新国戦略」という。）に変更した。</u></p> <p><u>本県でも、デジタルインフラの整備など、地方のデジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進する新国戦略を勘案し、今般、第2期県戦略を「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「改訂県戦略」という。）に変更する。</u></p> <p>(2) 総合戦略の目的</p> <p>本県では、いち早く、まち・ひと・しごとの創生の上で重要な課題とされている生産年齢人口の減少という構造的な変化を本県の抱える大きな課題と捉えていた。このため、本県では「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」、「健康長寿埼玉プロジェクト」をはじめとする取組を全国に先駆けて進めてきた。</p>	<p>第2期総合戦略を踏まえ、<u>法第9条第1項に基づき、新たに今後5年間（令和2年度から令和6年度）に推進する地方創生の目標や施策を体系的に示した「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県戦略」という。）を策定した。</u></p> <p><u>今般、上位計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」が策定されたこと等を踏まえ、<u>第2期県戦略を変更する。</u></u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) 総合戦略の目的</p> <p>本県では、いち早く、まち・ひと・しごとの創生の上で重要な課題とされている生産年齢人口の減少という構造的な変化を本県の抱える大きな課題と捉えていた。このため、本県では「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」、「健康長寿埼玉プロジェクト」をはじめとする取組を全国に先駆けて進めてきた。</p>

改正案	現行
<p>生産年齢人口減少への対応や高齢化への対応の取組を更に充実・拡大し、本県の社会経済の活力を引き出していくとともに、こうした取組にとどまらず、少子社会そのものを変える取組を進めることとする。そのために、若者の流出を抑え子育て世代の転入を進めるなど人口が増加するための施策や結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるための施策を進め、本県の今後迎える構造的な変化に戦略的、積極的に取り組んでいく。</p> <p><u>また、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえつつ、国及び市町村と連携・協力して、デジタルの力を活用した社会課題解決・魅力向上による地方創生の加速化・深化を図る。</u></p> <p>なお、取組を進めるに際しては、本県の強みを十分に生かすことが必要である。本県は東京都に近接し、都道府県の中で人口規模は5位という優位な地位にある。巨大な首都に接していることから生じる課題も多いが、都心と結ばれた鉄道・交通網や、全国と首都を結ぶ交通の結節点となっていること、3千万人を超える大消費地を有していること、それを生かした産業集積や、都心にはない豊かな生活・自然環境などに恵まれている。こうした強みを最大限に活用する必要がある。</p> <p>(3) 国・市町村との連携及び地域連携</p> <p><u>改訂県戦略は、我が国及び本県が今後迎える構造的な変化に立ち向かうものであり、実効ある対策のためには国や市町村との連携は不可欠である。このため、国の総合戦略を勘案して策定するとともに、法第10条第1項に基づき、県内市町村の総合戦略において勘案されるものとなっている。</u></p>	<p>生産年齢人口減少への対応や高齢化への対応の取組を更に充実・拡大し、本県の社会経済の活力を引き出していくとともに、こうした取組にとどまらず、少子社会そのものを変える取組を進めることとする。そのために、若者の流出を抑え子育て世代の転入を進めるなど人口が増加するための施策や結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるための施策を進め、本県の今後迎える構造的な変化に戦略的、積極的に取り組んでいく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、取組を進めるに際しては、本県の強みを十分に生かすことが必要である。本県は東京都に近接し、都道府県の中で人口規模は5位という優位な地位にある。巨大な首都に接していることから生じる課題も多いが、都心と結ばれた鉄道・交通網や、全国と首都を結ぶ交通の結節点となっていること、3千万人を超える大消費地を有していること、それを生かした産業集積や、都心にはない豊かな生活・自然環境などに恵まれている。こうした強みを最大限に活用する必要がある。</p> <p>(3) 国・市町村との連携及び地域連携</p> <p><u>第2期県戦略は、我が国及び本県が今後迎える構造的な変化に立ち向かうものであり、実効ある対策のためには国や市町村との連携は不可欠である。このため、国の総合戦略を勘案して策定するとともに、法第10条第1項に基づき、県内市町村の総合戦略において勘案されるものとなっている。</u></p>

改正案	現行
<p>総合戦略の策定に当たっての県と市町村の役割分担としては、県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心に取り組むこととされ、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く取り組むこととされている。こうした役割分担を踏まえて取組を進めていく。</p> <p>また、県は広域的な市町村間の連携を促す役割も担うべきである。本県では地域により人口の増減や高齢化の状況が異なっており、また、人口の構造的な変化によって地域が抱える課題には、市町村が単独で解決できないものも多い。このため、<u>改訂県戦略</u>の実施に当たっては、県と市町村との連携や地域間の連携が求められる。県内9か所の地域振興センターが核となり、課題を同じくする地域内での市町村間の連携を促すとともに、県と市町村の連携による取組を推進していく。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 新しい時代の流れへの対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、私たちの生活から企業・行政の在り方まで、多方面に波及し、社会に新しい生活様式をもたらした。中でも、<u>地方移住への関心の高まりやテレワーク、オンラインサービスの普及</u>をはじめとする新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現につながっている。</p> <p><u>社会情勢がこれまでとは大きく変化したポストコロナの今こそ、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、地方の社会課題</u></p>	<p>総合戦略の策定に当たっての県と市町村の役割分担としては、県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心に取り組むこととされ、市町村は基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く取り組むこととされている。こうした役割分担を踏まえて取組を進めていく。</p> <p>また、県は広域的な市町村間の連携を促す役割も担うべきである。本県では地域により人口の増減や高齢化の状況が異なっており、また、人口の構造的な変化によって地域が抱える課題には、市町村が単独で解決できないものも多い。このため、<u>第2期県戦略</u>の実施に当たっては、県と市町村との連携や地域間の連携が求められる。県内9か所の地域振興センターが核となり、課題を同じくする地域内での市町村間の連携を促すとともに、県と市町村の連携による取組を推進していく。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 新しい時代の流れへの対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、私たちの生活から企業・行政の在り方まで、多方面に波及し、社会に新しい生活様式をもたらした。中でも、<u>テレワークやオンラインサービスをはじめとする新しい働き方・暮らし方は、より多様で柔軟な生き方の実現につながっており、感染症が収束したポストコロナにおいても更なる定着・加速を図る必要がある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげる必要がある。</u></p> <p>様々な分野においてA I、I o T、ロボット、自動運転などS o c i e t y 5. 0の実現に向けた先進技術を取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（D X）を進めることにより、社会課題の解決と生産性・利便性の向上による経済的発展等を図っていく。これにより地域の魅力を高め、人を呼ぶ好循環を生み出していく。</p> <p>我が国においては令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現の鍵となるのは、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーションであるとされている。カーボンニュートラルへの対応を、経済成長の制約やコストではなく、産業構造の転換と力強い成長を生み出す機会と捉えて取り組む必要がある。</p> <p>持続可能な開発目標（S D G s）は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものである。17の目標を追求することは、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進することにつながる。</p> <p>この戦略では、S D G sの「誰一人取り残さない」という理念を共有し、<u>デジタルの力を活用して戦略を推進すること</u>により、持続可能な社会の実現を目指していく。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>様々な分野においてA I、I o T、ロボット、自動運転などS o c i e t y 5. 0の実現に向けた先進技術を取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（D X）を進めることにより、社会課題の解決と生産性・利便性の向上による経済的発展等を図っていく。これにより地域の魅力を高め、人を呼ぶ好循環を生み出していく。</p> <p>我が国においては令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現の鍵となるのは、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルをはじめとした革新的なイノベーションであるとされている。カーボンニュートラルへの対応を、経済成長の制約やコストではなく、産業構造の転換と力強い成長を生み出す機会と捉えて取り組む必要がある。</p> <p>持続可能な開発目標（S D G s）は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものである。17の目標を追求することは、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進することにつながる。</p> <p>この戦略では、S D G sの「誰一人取り残さない」という理念を共有し、戦略を推進することにより、持続可能な社会の実現を目指していく。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>4 基本目標と施策</p> <p><u>新国戦略においては、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の施策として、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるの4つの方向を定めている。また、地方の社会課題解決に向けたデジタル実装の下支えの施策として、①デジタル基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残さないための取組を掲げている。</u></p> <p>一方、第2期県戦略では、第2期国戦略を勘案しつつ、かつ本県の実態を踏まえ①生産年齢人口の減少への対応、②社会増の適切な維持、③自然減・少子化への対応、④異次元の高齢化への対応の基本的な課題を基に、次の4つの基本目標を定めた。</p> <p>基本目標1 県内における安定した雇用を創出する ～生産年齢人口減少期における経済活性化～</p> <p>基本目標2 県内への新しいひとの流れをつくる ～東京都区部への一極集中の克服～</p> <p>基本目標3 県民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる ～少子社会からの転換～</p> <p>基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ～異次元の高齢化への挑戦～</p> <p><u>新国戦略は、第2期国戦略と同様に法第1条に規定する「まち・ひと・しごと創生」に向けた戦略であることから、改訂県戦略においても、上記目標を維持しつつ新国戦略を勘案したデジタル施策を</u></p>	<p>4 基本目標と施策</p> <p><u>国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少と地域経済縮小の克服を目指して、①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるの4つの基本目標と、①多様な人材の活躍を推進する、②新しい時代の流れを力にするの2つの横断的な目標を定めている。</u></p> <p><u>第2期県戦略においても、これを勘案しつつ、かつ本県の実態を踏まえ①生産年齢人口の減少への対応、②社会増の適切な維持、③自然減・少子化への対応、④異次元の高齢化への対応の基本的な課題を基に、次の4つの基本目標を定める。</u></p> <p>基本目標1 県内における安定した雇用を創出する ～生産年齢人口減少期における経済活性化～</p> <p>基本目標2 県内への新しいひとの流れをつくる ～東京都区部への一極集中の克服～</p> <p>基本目標3 県民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる ～少子社会からの転換～</p> <p>基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ～異次元の高齢化への挑戦～</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>加えることで、新国戦略と連携してデジタル技術の活用による社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る。</u></p> <p>(1) 基本目標1 県内における安定した雇用を創出する ～生産年齢人口減少期における経済活性化～ ア～イ (略) ウ 主な施策 (ア)～(エ) (略) (オ) 産業人材の確保・育成 本県の基幹産業である製造業を<u>はじめ</u>、サービス産業や観光振興を担う人材の<u>確保・育成を支援する</u>。また、職業訓練などにより、<u>デジタル分野など</u>雇用の創出が見込まれる成長分野の人材を育成する。 a～c (略) d デジタル技術を活用できる人材の育成 e <u>プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・活用</u> f <u>テレワークなど柔軟な働き方の推進【再掲】</u> 等 エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ～異次元の高齢化への挑戦～ ア～イ (略) ウ 主な施策 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>(1) 基本目標1 県内における安定した雇用を創出する ～生産年齢人口減少期における経済活性化～ ア～イ (略) ウ 主な施策 (ア)～(エ) (略) (オ) 産業人材の確保・育成 本県の基幹産業である製造業を<u>担う人材を育成するとともに</u>、サービス産業や観光振興を担う人材<u>を育成する</u>。また、職業訓練などにより、雇用の創出が見込まれる成長分野の人材を育成する。 a～c (略) d デジタル技術を活用できる人材の育成 等 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> エ～オ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ～異次元の高齢化への挑戦～ ア～イ (略) ウ 主な施策 (ア)～(イ) (略)</p>

改正案	現行
<p>(ウ) 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり      誰もが快適で暮らしやすいまちづくりに向け、高齢者や障害者をはじめ全ての人の日常生活を支える地域交通の確保やバリアフリー化、<u>デジタル技術を活用した行政手続の利便性向上等</u>を推進する。また、高齢化に対応した住宅施策を推進する。</p> <p>a～g (略)</p> <p><u>h DXの実現に向けたデジタル人材の育成</u></p> <p><u>i (略)</u></p> <p><u>j マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上</u></p> <p><u>k A I・I o T・ロボットをはじめとしたデジタル技術の活用支援【再掲】</u></p> <p><u>l (略)</u></p> <p><u>m デジタル技術を活用したエネルギーの効率的な利用の促進</u></p> <p><u>n～p (略)</u></p> <p>(エ) 共助社会づくりと地域連携の推進      地域支え合いの<u>仕組みやデジタル共生社会の実現など、共助社会づくりやデジタル実装に関する誰一人取り残さない取組</u>を推進するとともに、県と市町村との連携や地域間連携を支援し、超少子高齢社会などから生じる地域の課題解決に向けた取組を推進する。</p> <p>a～h (略)</p> <p><u>i 生活困窮世帯や生活保護世帯の子供への学習支援【再掲】</u></p>	<p>(ウ) 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり      誰もが快適で暮らしやすいまちづくりに向け、高齢者や障害者をはじめ全ての人の日常生活を支える地域交通の確保やバリアフリー化を推進する。また、高齢化に対応した住宅施策を推進する。</p> <p>a～g (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>h (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>i (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>j～l (略)</u></p> <p>(エ) 共助社会づくりと地域連携の推進      地域支え合いの<u>仕組みの充実など共助社会づくり</u>を推進するとともに、県と市町村との連携や地域間連携を支援し、超少子高齢社会などから生じる地域の課題解決に向けた取組を推進する。</p> <p>a～h (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 �正 案	現 行
<p><u>j</u> 情報連携に向けた基盤の整備  <u>k</u> (略)  <u>l</u> デジタル技術の活用とデジタル・デバイドの解消  <u>m</u> G I G Aスクール構想による I C T 教育の推進【再掲】  <u>n</u> 障害者の I C T の利用機会や活用能力の向上  <u>o</u>～<u>q</u> (略)  エ～オ (略)</p> <p>5 地域の特徴に基づく重点課題・施策 (参考)  (略)  これらの課題及び施策は、<u>改訂県戦略</u>に基づき県と地域の市町村が連携して取り組む際の共通の認識として活用されることが期待される。ただし、ここに掲げられていない課題及び施策が当該地域に無関係ということを意味するものではなく、また、各市町村が策定・推進する各市町村の総合戦略に基づく取組がこれらの課題及び施策に関するもの以外であっても、その必要性や効果を否定するものではない。  なお、本県では各地域の市町村と地域の共通課題を把握・検討して協働で取り組むための会議を設置しており、地域で共通して取り組む課題及び施策については、今後この会議での検討状況を踏まえて隨時見直し、展開していくこととする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(新設)  <u>i</u> (略)  (新設)  (新設)  (新設)  <u>j</u>～<u>l</u> (略)  エ～オ (略)</p> <p>5 地域の特徴に基づく重点課題・施策 (参考)  (略)  これらの課題及び施策は、<u>第2期県戦略</u>に基づき県と地域の市町村が連携して取り組む際の共通の認識として活用されることが期待される。ただし、ここに掲げられていない課題及び施策が当該地域に無関係ということを意味するものではなく、また、各市町村が策定・推進する各市町村の総合戦略に基づく取組がこれらの課題及び施策に関するもの以外であっても、その必要性や効果を否定するものではない。  なお、本県では各地域の市町村と地域の共通課題を把握・検討して協働で取り組むための会議を設置しており、地域で共通して取り組む課題及び施策については、今後この会議での検討状況を踏まえて隨時見直し、展開していくこととする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>